

屋外広告物、点検していますか？

発行：令和4年7月1日

戸田市役所

すべての屋外広告物は点検を行うことが義務づけられています。
落下や倒壊による事故を防止するため、適切な点検を実施してください。

- 点検義務者
(有資格者等に点検をさせなければならない者)
 - ・設置者（施工者、設置業者等）
 - ・管理者（広告物、掲出物件の管理者）
 - ・所有者（広告物、掲出物件の所有者）
 - ・占有者（賃借等により広告物等を占有している者）

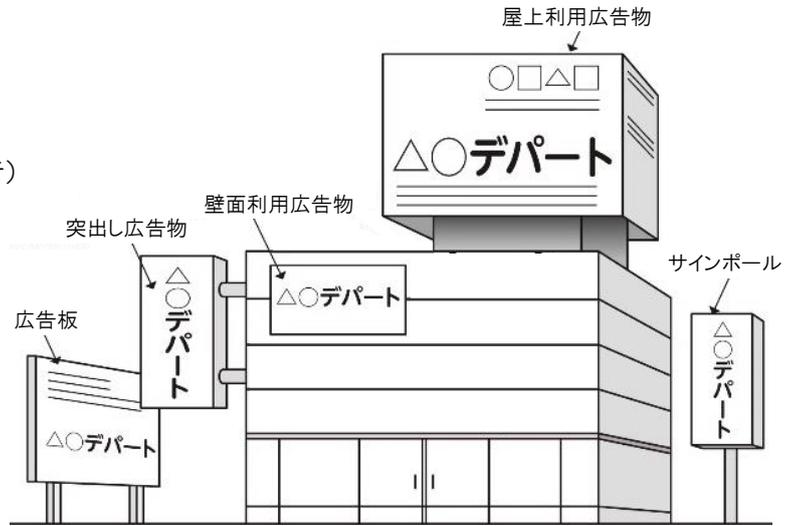
- 点検対象物
 - ・すべての屋外広告物（※軽易な広告物は除く）

- 有資格者による点検が必要なもの
 - ・許可が不要な屋外広告物
 - ・上端の高さが地上から4m超　：有資格者
 - ・上端の高さが地上から4m以下　：誰でも可
 - ・許可が必要な屋外広告物
 - ・上端の高さに関わらず：有資格者

- 有資格者
 - ・屋外広告士、屋外広告物講習会修了者、建築士、電気工事士、第1～3種電気主任技術者等

- 点検時期
 - ・定期的（許可を受ける場合は、申請をする日以前の3月以内）

- 点検項目
 - ・最大17項目
(基礎部や支持部、取付部、広告板、照明装置等の腐食や破損、変形等)



※：点検の適用除外となる主な屋外広告物

- ・貼り紙、貼り札、広告旗、立看板、広告幕(つり下げを含む)、アドバルーンその他これらに類する軽易な広告物　・壁面に描かれた広告物
- ・設置した日から3月以内のもの、建築基準法の規定による検査済証交付日から1年以内のもの　・広告物の表示内容のみを変更するもの
- ・法令の規定により同程度の点検を実施することとされているもの　など

<戸田市屋外広告物条例及び同施行規則を改正しました>

【主な改正内容】

項目	改正前	改正後
① 有資格者による点検対象物	すべての屋外広告物	高さ4mを超えるもの又は許可が必要な屋外広告物
② 有資格者	屋外広告業者、屋外広告士、屋外広告物講習会修了者等	屋外広告士、屋外広告物講習会修了者、建築士、電気工事士、第1～3種電気主任技術者等
③ 点検時期	定期的に	定期的に (許可を受ける場合は、申請をする日以前の3月以内)
④ 安全点検に関する提出書類	屋外広告物等安全点検報告書	屋外広告物等安全点検報告書、写真、資格者証の写し

【施行日】

改正内容を周知するため、経過措置期間を設けます。

施行日　一部：令和4年7月1日(②：屋外広告業者の除外に関すること、③、④以外)
全部：令和5年1月1日

※許可申請について

令和4年12月31日までの受付：改正前の書類等で手続きが可能です。

令和5年 1月 1日からの受付：改正後の内容に基づく書類等が必要となります。



戸田市HPも
ご確認ください

